

広島県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十六年三月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹停車場線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大竹市新町二丁目二八五番一地从先から 大竹市油見三丁目一二三五番地先まで		新	一〇・〇〇〇 三三・〇〇〇	四六六・〇〇	路線延伸 一般国道二八 六号と重複
	旧		—	—	